

家賃地代等証明書

(宛先) 松山市福祉事務所長

借受人氏名			所在地(住所)		番 号	
			松山市 町 丁目		番地	
			マンション・アパート名等			
			居住年月日 令和 年 月		日より入居中(予定)	
住宅 の 状 況	種 類	構 造	室 数	設 備		
	☐ 一戸建	☐ 木造 ☐階建 ☐ 鉄筋 ☐階建	畳室	風 呂 ☐ 有 ☐ 無	台所 ☐ 専 用 ☐ 共 同	
	☐ アパート		畳室	飲料水 ☐ 上水道 ☐ その他	ガス ☐ 都市 ☐ プロパン	
	☐ マンション		畳室			
	☐ 公営住宅		畳室	便所 ☐ 専用 ☐ 水洗 ☐ 共同 ☐ 非水洗	エアコン ☐ 有 ☐ 無	
	☐ 有料老人ホーム ☐ グループホーム		台 所畳			
☐ その他	計室	その他				
家 賃	令和 年 月 日より 月 額					円
	※家賃には電気、水道、共益費等を含まない額を記入してください。					
	家賃支払日 毎月 日		令和 年 月分まで納入済			
地 代	令和 年 月分～令和 年 月分まで					円
敷 金	☐ 要箇月分					円
	☐ 不 要 入居時に¥.....円受け取っています。					

(転居時に必要な経費がある場合のみご記入ください。)

日割家賃(令和 年 月 日入居分～)						円
礼 金						円
仲 介 手 数 料						円
火 災 保 険 料						円
住 宅 保 証 料						円

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

家主・地主(管理者) 住 所..... TEL() —

氏 名.....

仲 介 業 者 住 所..... TEL() —

会 社 名

(代表者)

許可番号.....

注意① この証明書は、家主(地主)又は住宅管理者の方が記入してください。

② この証明書は、保護を申請する場合及び家賃等が変更される場合に、福祉事務所長宛てに提出していただくものです。事実と違った証明をした場合は、生活保護法第85条の規定により処罰されることがあります。

③ 賃貸借契約は借主と貸主との契約ですので、福祉事務所が家の引払いをすることや保証人になることはできません。

④ 後日、賃貸借契約書の写しを提出していただきます。

⑤ 家賃の代理納付を行っておりますので、制度の詳細は各地区の担当ケースワーカーまでご相談ください。

表面の物件について、

- ☐ 住宅扶助代理納付の申込みはしません。
- ☐ 以下のとおり住宅扶助代理納付を申込みします。

生活保護法による住宅扶助代理納付申込書

(宛先)

松山市福祉事務所長

令和 年 月 日

(家主等)

住 所

(法人名)

氏名(役職、代表者)

担当(連絡先)

下記の注意事項を理解し、住宅扶助費の代理納付を申し込みます。

賃借人氏名										
住 所	松山市									
方 書										
家賃実額	円 * 共益費等を含まない額を記入									
振込口座	金融機関名	銀行 信用金庫 農協 信用組合								本店 支店 出張所
	口座種別	普通 当座	口座番号 (右づめ)							
	フリガナ 口座名義人									

添付書類

- (1) 賃貸借契約書(写し)
- (2) 振込口座が家主等以外の場合
- ☐ 集金・管理業務を委託している場合は、委託契約書等の写し
- ☐ 委任状(委託契約書等に集金・管理業務の委託が含まれていない場合)

代理納付実施にあたっての注意事項

- 代理納付は生活保護法に基づき実施するものです。
- * 代理納付の対象となるのは、生活保護法による住宅扶助費です。共益費等は含まれませんので、入居者から直接徴収してください。
- * 保護の状況により、家賃が全額納付されない場合もあります。
(共益費等や代理納付額との差額については、別途入居者から徴収してください。)
- * 福祉事務所長が保護の変更、廃止等の決定を行い、既に代理納付した家賃について返還の必要が生じた場合は、速やかに返還をお願いします。
- * 支払いは、当月分が毎月 21 日(金融機関休業日の場合は前営業日)に振り込まれます。